



平成5年度研究調査助成募集要項

財団法人 日本証券奨学財団

1. 対象者

助成の対象となる者は、大学において学術文化の研究調査に従事している個人又はグループとし、その研究者の年齢は55歳以下とする。

(注) グループは、大学間にまたがってよい。また、その代表者又はこれに準ずる者の年齢は55歳以下に限らない。

2. 助成金の額

平成5年度の助成金総額は、6,000万円とし、研究調査1件につき100万円程度の助成を行う。なお、特に必要と認められる場合は、300万円の範囲内で助成を行う。

3. 助成金給付の時期

助成金は、決定通知後1か月以内に給付する。

4. 助成金受給者の義務

- (1) 助成金受給者は、研究調査終了後1か月以内に研究調査の結果並びに支出の各概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。
- (2) 助成金受給者のうち、研究調査期間が受給後2年以上にわたる者は、1年経過するごとに、その1か月以内に研究調査の経過の概要を本財団所定の書式により報告しなければならない。
- (3) 助成金受給者は、所期の成果を収めることが困難となったとき、又は研究調査の継続が困難となったときは、書面により速やかに報告しなければ

ならない。

- (4) 研究調査の成果の発表に際しては、財団法人日本証券奨学財団(The Japan Securities Scholarship Foundation)の助成金を受けた旨を明記しなければならない。

5. 助成金給付の決定及び通知

助成金給付の決定は、研究調査助成選定委員会の選定を経て理事会が行い、理事長がその結果を11月上旬頃書面により申請者に通知する。

申請書の審査にあたり、委員会において必要と認められた場合は、実施計画等について説明を求めることがある。

6. 申請手続

- (1) 申請の方法

本財団所定の申請書に所属機関の長の推薦書及び同じ専門の学者の推薦書を添えて提出する。

(申請は1大学1部門につき、2件以内とするよう、学長にお願いしております。)

- (2) 申請書提出期間

平成5年6月1日から8月20日まで。

- (3) 申請書提出先

財団法人 日本証券奨学財団

東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号

東京証券会館3階(郵便番号103)

(電話 東京(03)3664-7113)